

九州大学法被使用に関する手引き

九州大学法被（以下「九大法被」という。）を使用する方は、九州大学法被使用に関する手引きを守って使用してください。

1. 法被の受渡しにあたっては、手渡しとします。
2. 手渡しによる貸出しに際しては、必ず使用許可書を携行してください。
3. 使用を許可された方は、午前9時から午後5時（土日祝日及び総務部広報課閉室日を除く）の間に、九大法被を広報課が指定する場所で受取り、使用後は同所に返却してください。
4. 貸出した九大法被は、使用願いに記載した目的以外に使用しないでください。
5. 法被は、善良な管理者の注意をもって管理してください。
6. 使用を終えた九大法被は返却日を厳守してください。
7. 使用者の使用、保管等によって生じた事故等の損害については、本学は一切責任を負いませんのでご留意ください。また、使用後は、使用者の負担において、クリーニング、又は補修を行っていただきます。
8. 7においてクリーニング又は補修による原状回復が困難な場合及び法被を紛失した場合は、同一の法被又は相当の金額をもって、弁償していただきますのでご留意ください。
9. 法被の枚数には限りがあるため、使用枚数の要望に応えられない場合がありますので、ご了承下さい。